

ストックヤードの利用等について

1. 施設の利用

・搬入出可能日時

搬入日時 土砂搬入出を行う日時は、下記の休業日及び雨天により土質の判別が不可能な場合を除き午前8時から午後5時までとする。

休業日：土曜・日曜・祝日

年末年始等の平日で協議により休業日と定めた日

・受付方法

1) 受付時間 上記の休業日を除く日の午前9時00分から11時30分の間及び午後13時30分から16時00分とする。

2) 受付方法 メールやFAX等による。

3) 受付内容 利用者は、搬入出時間、土量及び土質等を記入した建設発生土ストックヤード搬入申込票（別紙1）(p4)又は、建設発生土提供申込表（別紙3）(p6)を提出する。

提出後に日程等確認のうえ、受入および提供の可否を回答する。

受入又は提供が可能な場合、利用者は、搬入実施予定表（別紙2）(p18) 又は、搬出実施予定表（別紙4）(p7)をそれぞれ搬入出予定日時の2週間前までに提出する。

なお、搬入および搬出実施予定表提出後、予定が変更した際には、その都度変更した予定表を変更した日時の前日までに提出するものとする。

また、当日の予定を変更する場合は、ストックヤード管理運営業者に電話連絡を行うものとする。

・受入証明 土砂の搬入後公共工事建設発生土受入証明書（別紙5）(p8)を搬入者へ提出します。

・提供証明 受託者は、土砂の提供後、公共工事建設発生土提供証明書（別紙6）(p9)を利用者へ提出する。

2. 土砂の受入および提供

(1) 土砂の区分

・ スtockヤードに持ち込める建設発生土は、「土質区分基準」(別表-1 (p10))に掲げる第四種発生土以上の土砂とする。

- ・ 利用前に搬入予定者が行った土質試験（コーン指数）（別表－2（p11））を以て判定する。

(2) 土砂の受入条件

- ・ スtockヤードへ搬入にあたり、土質試験（コーン指数）結果のわかる資料を提出すること。
 - ・ 土質試験（コーン指数）については、1つの搬入工事で1回を基本とする（ただし、搬入土砂の土量が小規模の場合は、この限りではない）。
 - ・ 1つの搬入工事で異なる土質が確認された場合は、土質毎に試験を実施する。
 - ・ 搬入土砂について、当日、午前8時から午前10時までに、土質確認者から目視による確認を受けてから搬入を行うこと（1台以上）。
 - ・ 土砂搬入時に、目視により土質が異なると判断された場合には、土砂搬入を中断し、管理者の求めに応じて土質試験（コーン指数）を行うこと。土質の異なる土砂が混在して搬入された場合は、管理者と協議を行い、対応方針を決定すること。
 - ・ 廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)に規定されている廃棄物が混入した建設発生土は、Stockヤードへ受入を認めない。
 - ・ 土壌汚染された場所（土壌汚染対策法第3条、第14条に規定される場所）からの建設発生土及び土壌汚染対策法第4条等による調査の結果、第2条に規定する基準値を超過した特定有害物質の混入が認められた建設発生土は、Stockヤードへ受入を認めない。
- ※ 土砂搬入にはStockヤード管理者が立ち合い、目視により廃棄物の混入の有無及び土質を確認する。

(3) 土砂の提供条件

- ・ 土砂の提供対象は、県土木部発注工事のみとする。
- ・ Stockヤードからの土砂提供にあたり、受託者は、利用者に対し土砂の土質を確認するよう現地立会を求め、利用者が納得してから土砂を提供すること。
- ・ 土質の確認は、現地立会を基本とする。（ただし、利用者から受入時に提出された土質試験結果の提供について要望があった場合で、受託者と利用者で提供する土質条件の協議が整った場合はこの限りでない。）

3. 注意事項

- ・ 施設利用にあたり、誘導員等の指示に従うこと。
- ・ 搬入土の品質、数量等の確認を受けたあと指定された場所に荷下ろしすること。
- ・ 土砂搬入量の管理にあたり、あらかじめ搬入ダンプの積載量を求める。

- 事前に搬入するダンプ毎に荷台寸法（長さ×幅×高さ）を空の状態で計測、撮影し、その資料の提出をすること。
- 転石（粒径 30cm 以上）の混入が認められた場合は原則受入を認めない。
- 土質の性状が申請と異なる場合や異物の混入が認められた場合は受入を認めない。また、違法や虚偽の疑いのあるものについては、状況に応じて発注者のほか関係する機関に対し状況の報告をする。
- 建設発生土の運搬にあたり、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（ダンプカー規制法）の遵守、過積載違反や交通規制に違反しないなど、道路交通法等の関係法令を遵守すること。
- 関係法令を遵守すると共に、車両を清掃し、公道に土砂等を落下させないように努めること。

建設発生土ストックヤード搬入申込票

申込日時	令和〇年〇月〇日
工事番号	
工事名	
搬入期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
搬入時間（予定）	〇：〇〇～〇：〇〇
搬入土質	第〇種建設発生土
搬入土量（設計土量）	V=〇〇m ³ （10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算）
搬入者（工事受注者）	—
会社名	
住所	
連絡者（現場代理人等）	
連絡先（TEL）	

申込の際に上記を記入願います

以下は受託者が記入

受理日時	令和〇年〇月〇日 〇：〇〇
受入の可否	
理由（否の場合）	

別紙 2

搬入実施予定表

搬入日時	搬入土量
令和〇年〇月〇日 〇 : 〇〇	V=〇〇m ³ (10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算)
令和〇年〇月〇日 〇 : 〇〇	V=〇〇m ³ (10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算)
令和〇年〇月〇日 〇 : 〇〇	V=〇〇m ³ (10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算)
令和〇年〇月〇日 〇 : 〇〇	V=〇〇m ³ (10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算)
令和〇年〇月〇日 〇 : 〇〇	V=〇〇m ³ (10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算)
令和〇年〇月〇日 〇 : 〇〇	V=〇〇m ³ (10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算)
令和〇年〇月〇日 〇 : 〇〇	V=〇〇m ³ (10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算)
計 (搬入土量実績)	V=〇〇m ³ (10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算)

搬入可能の場合上記を記入願います
 搬入予定の2週間前までに提出願います
 受入地の都合により搬入日時を調整する場合があります

以下は受託者が記入

受理日時	令和〇年〇月〇日 〇 : 〇〇
------	-----------------

建設発生土提供申込票

申込日時	令和〇年〇月〇日
工事番号	
工事名	
搬出期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
搬出時間（予定）	〇：〇〇～〇：〇〇
提供希望土質	第〇種建設発生土以上
搬出土量（設計土量）	V=〇〇m ³ （10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算）
提供土質確認立会希望日時	令和〇年〇月〇日 〇：〇〇～
搬出者（工事受注者）	—
会社名	
住所	
連絡者（現場代理人等）	
連絡先（TEL）	

申込の際に上記を記入願います

以下は受託者が記入

受理日時	令和〇年〇月〇日 〇：〇〇
提供の可否	
理由（否の場合）	

別紙 4

搬出実施予定表

搬出日時	搬出土量
令和〇年〇月〇日 〇 : 〇〇	V=〇〇m ³ (10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算)
令和〇年〇月〇日 〇 : 〇〇	V=〇〇m ³ (10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算)
令和〇年〇月〇日 〇 : 〇〇	V=〇〇m ³ (10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算)
令和〇年〇月〇日 〇 : 〇〇	V=〇〇m ³ (10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算)
令和〇年〇月〇日 〇 : 〇〇	V=〇〇m ³ (10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算)
令和〇年〇月〇日 〇 : 〇〇	V=〇〇m ³ (10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算)
令和〇年〇月〇日 〇 : 〇〇	V=〇〇m ³ (10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算)
計 (搬出土量実績)	V=〇〇m ³ (10t ダンプ〇台 5.5m ³ 換算)

搬出可能の場合上記を記入願います
 搬出予定の2週間前までに提出願います
 受入地の都合により搬出日時を調整する場合があります

以下は受託者が記入

受理日時	令和〇年〇月〇日 〇 : 〇〇
------	-----------------

令和 年 月 日

建設発生土

搬入者 様

建設発生土ストックヤード

管理者

公共工事建設発生土受入証明書

下記のとおり、公共工事建設発生土を受け入れたことを証明します。

記

搬入工事名及び所在地 : ●●●工事

●●市●●町●丁目●番地●地内

搬入期間 : 令和●年●月●日～令和●年●月●日

受入事業者名及び所在地 : 南会津ストックヤード

南会津郡下郷町大字落合地内

受入土量 : ●●m³ (または、t) (地山量)

土質区分 : 第●種建設発生土[※]

搬入完了日 : 令和●年●月●日

※「発生土利用基準について」(平成18年8月10日付け国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)による。

令和 年 月 日

建設発生土

搬出者 様

建設発生土ストックヤード

管理者

公共工事建設発生土提供証明書

下記のとおり、公共工事建設発生土を提供したことを証明します。

記

提供工事名及び所在地 : ●●●工事

●●市●●町●丁目●番地●地内

提供期間 : 令和●年●月●日～令和●年●月●日

提供事業者名及び所在地 : 南会津ストックヤード

南会津郡下郷町大字落合地内

提供土量 : ●●m³ (または、t) (地山量)

土質区分 : 第●種建設発生土[※]

提供完了日 : 令和●年●月●日

※「発生土利用基準について」(平成18年8月10日付け国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)による。

別表－1 土質区分基準

区分 (国土交通省令) ^{*1)}	細区分 ^{*2), 3), 4)}	コーン 指数 q _c ^{*5)} (kN/m ²)	土質材料の工学的分類 ^{*6), 7)}		備考 ^{*6)}	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) w _n (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	-	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	-	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 *水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土 ^{*8)}		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第1種改良土 ^{*8)}	800 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第2a種		礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	-	
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第2種改良土	400 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
	第3a種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
	第3b種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	
	第3種改良土		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く))	第4種改良土	200 以上	人工材料	改良土 {I}	-	
			砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40～80%程度	
	火山灰質粘性土		火山灰質粘性土 {V}	-		
	有機質土		有機質土 {O}	40～80%程度		
泥土 ^{*1), *9)}	泥土 a	200 未満	人工材料	改良土 {I}	-	
	泥土 b		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
	泥土 c		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
			有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
			高有機質土	高有機質土 {Pt}	-	

- * 1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。
- * 2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- * 3) 表中の第1種～第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。
- * 4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- * 5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(表-2参照)。
- * 6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- * 7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- * 8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- * 9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知)
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知)
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

参考表 コーン指数 (qc) の測定方法

*「締固めた土のコーン指数試験方法(JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.266-268)をもとに作成

供試体の作製	試料	4.75mmふるいを通したものの。 ただし、改良土の場合は9.5mmふるいを通させたものとする。
	モールド	内径 100±0.4mm 容量 1,000±12 cm ³
	ランマー	質量 2.5±0.01kg
	突固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに30±0.15cmの高さから25回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24 cm ² 、先端角度 30度のもの。
	貫入速度	1cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から5cm、7.5cm、10cm貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量5cm、7.5cm、10cmに対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数 (qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3.24 cm ² で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。